

# 義援金・見舞金について

岡山市独自

- 日本赤十字社・共同募金会、県・市の義援金(合計約1.6億円)について、岡山市配分委員会(H30.7.31)で第1次配分方法を決定
- 併せて、従来、災害救助法の適用を受けた災害を対象外としていた災害見舞金について、今後対象とするよう制度を見直し、義援金支給対象の被災者に支給

○対象: 人的被害(死亡者)、住家被害(全壊、半壊、床上浸水／一部破損)

## ○スケジュール

- 7月31日 市配分委員会開催・第1次配分方法の決定
- 8月2日以降順次 申請書送付・申請受付
- 8月10日目途 義援金・災害見舞金支給

## ○具体額

被害		義援金	災害見舞金	合計金額	対象数
人的被害	死亡者	10万円	12万円	22万円	2名
住家被害	全壊	10万円	3~5万円※	13~15万円	1棟
	半壊	5万円	1.5~3万円※	6.5~8万円	1,629棟
	床上浸水／ 一部破損	3.5万円	1.5万円	5万円	1,631棟

※世帯構成により額を決定